

## 第2回いわき市環境緑化審議会 議事録

○ 日 時 平成18年10月17日(火) 午後1時30分から午後3時20分まで

○ 場 所 いわき市生涯学習プラザ 大会議室(1) (ティーンビル4階)

### ○ 出席委員 (50音順)

1番委員	大谷湖水	11番委員	田子英司
2番委員	尾島將司	12番委員	田仲結香
3番委員	金子正彦	13番委員	谷平雅子
4番委員	加原世子	14番委員	長谷川孝
5番委員	神谷榮	15番委員	原田正光
6番委員	木田都城子	16番委員	古内榮一
7番委員	草野弘嗣	17番委員	松崎和敬
9番委員	佐藤滋	18番委員	松崎智弘
10番委員	高橋仔志子	19番委員	松崎正信

### ○ 欠席委員

8番委員	九頭見淑子	20番委員	武藤真一
------	-------	-------	------

### ○ 事務局出席者

都市建設部	部長	佐藤廣
	次長	田久三起夫
	次長	上遠野伯正
公園緑地課	参事兼課長	櫛田泰明
	課長補佐	岡崎昇
	主任技査兼事業係長	大楽司
	施設係長	黒澤洋二
	庶務係長	遠藤邦男
	事務主任	猪狩僚

### ○ オブザーバー参加

(財)いわき市公園緑地観光公社	技術主任	鈴木忠晴
-----------------	------	------

○ 会議経過

1. 開会のことば

2. 会長あいさつ

3. 議 事

(1) 議事録署名人の指名について

- ・ 審議会委員 20 名のうち 18 名が出席しており、今審議会が成立していることを確認。
- ・ 会長の指名により、議事録署名人（2名）を  
金子 正彦委員、加原 世子委員 に決定。

(2) 保存樹木・樹林の新規指定について

パワーポイント画面及び配付資料により、事務局から説明。

- ① 第1回審議会の概要
- ② 第2回審議会の内容
- ③ 新規指定候補の樹木6本・樹林9箇所概要
- ④ 第1回審議会で質問のあった芝山「一本ブナ」の概要

[質疑応答]

委員

資料をよく見ていないのかもしれませんが、指定樹木などに候補に挙がるときは、どのようなルートで情報を集め、指定されるのか教えて下さい。

事務局

指定までの手順については、1回目の資料を見て頂きたいのですが、その中の資料④になります。その2ページ目、「新規指定候補の選考経過について」と記載しておりますが、これにつきましては平成12年11月16日に環境緑化審議会の中で委員の方から新規指定についての発議がありまして、今回に至っております。その間におきまして、まず、庁内、各部・各支所に、保存樹木樹林の候補の推薦を依頼しております。その段階で、54箇所ほどいろいろな提案がありまして、その後、選考基準、こちらにつきましては前の資料No.3のほうに載っておりますが、こうした選考基準に照らし合わせながら、また、事務局として再調査等も行いまして、結果として今回、樹木6本、樹林9箇所の新規指定について、審議をお願いしているという経過でございます。

委員

ということは、民間の方からはこないということですね。

事務局

今回ですね、いわき市の各部・各支所を通すことによって、ある程度全市的にみられるのではないかという考え方がございます。これと併せまして、同じ資料④の四角でくくられている下から3つ目の、前会長より3箇所推薦ありとか、小名浜鹿島町下矢田行政区より推薦ありというように、役所内ばかりではなく、このような形で市民の方からも推薦をいただいております。

質疑を終了し、審議会として「保存樹木6本、保存樹林9箇所を新規指定する」ことを答申することに決定した。

今回の新規指定における今後の手続、及び樹林において所有者の同意を得る段階で面積が変更となる場合もある旨、事務局から説明があった。

[質疑応答]

委員

直接関係はないのですが、前に保存樹木樹林見学会に参加したときに、一つの樹木が長く生きてこられたのは、単にその木がすばらしいこともあるのですが、その周辺の環境がいい、例えば北の山の方に林があつて北風を防いでくれるといったような、説明だったと思います。そうしてみると、今、林と樹木と分けているのですが、樹木一本にとってみても、その周辺の環境というものが完全に保存されることが大事であり、そうすることはできないのでしょうか。そうしないと、せっかく指定した樹木が、早く傷んでしまうのではないかといったような話しを見学会でされたと思うのですが、先生いかがでしょうか。

会長

今回のことについてですね、なるべく大きくとらえて、できるだけ樹林として指定していくという、私自身の考えもありましたし、みなさんともお諮りしたり、ご意見を伺ったりして、その方がいいよという意見、また、只今の委員さんと同じようなご意見を沢山いただいております。

ここで一つの例を申し上げますと、子歙倉神社の場合、スタジイ・ケヤキ林でございますが、実はこの中に、保存樹木としてヒイラギがあるんです。また、クスノキも1本、あそこにあるんです。

このように、個々別々では上手くないなあと思っておりますが、今後みなさんのご意見を伺って、来年度以降に対処していきたいと考えております。

質疑を終了し、次の議題に入った。

(3) 保存樹木・樹林の現況及び指定解除について

既指定の保存樹木・樹林の現況について、事務局から説明。

- ① 指定の状況
- ② 調査方法と調査結果
- ③ 結果にやや問題があったもの（保存樹木 2 件）

[質疑応答]

委員

問題のあった 2 件とも、樹木にとって根っ子が重要だったということだと思います。舗装されてしまったことが原因かどうかははっきりしていないのですが、指定された木の周りの舗装をすることがだめだと言えないのですか。条例を変えてでも、もうちょっと厳しくすると、みなさん、指定されることをいやがるのですか。

事務局

保存樹木・樹林の制度につきましては、市内にある名木等を保存しまして、緑化に対する啓発を推進していくということが、大きな目的になっていると考えています。その中で、前回も説明しましたが、保存樹木・樹林につきましては、公的な管理の場合、若しくは、文化財の保護法等法律によってある程度保護が確実であるというものを除きまして、指定しています。その大部分が、個人所有の樹木・樹林でありまして、制度的には、保存は所有者と市で考えていくこととしていますが、最終的には所有者の考え方を尊重していくということが原則となります。

こうした例の周辺の舗装等については、行政側も、樹木の生育を守るためにどうすべきかという PR を、もっと多く行っていく必要があると考えていますが、現状として、所有者の考えによるところが大きいということでございます。

委員

個人の所有と言ったのですが、この 2 件は、どちらもお寺ですね。お寺を個人と言ってしまうと、宗教法人であるし、税金もほとんど払ってないようなところで、公的なものだと思うのです。そうした経済の中で、砂利で良さそうなところを舗装することがわからない。ほんとに個人のものだったらある程度仕方ないと思うのですが、その辺をもう一度検討して頂きたいと思うのですが、どうでしょうか。

事務局

保存樹木・樹林につきましては、個人所有ということなのですが、できるだけ適正な管理をして頂くことが重要でございます。毎年報償金を支払っておりますので、その時期をとらえて、管理上注意を必要とする事項について、わかり易いペーパーを作り、こういった問題が発生しないよう、周知を図っていきたいと考えております。

委員

個人じゃなければいいんです。ひとつだけ、いわき市の例ではないのですが、先月の新聞のコラムに、「郡山商工会議所の会館の敷地内にある名物の大ケヤキが、知らず知らずのうちに根を伸ばし、前の石垣を壊してしまいました。異変に気が付いた同商工会議所が、伸びた根を切ってしまった」ということが載っていました。石垣を補修するためにですね。

いわき市では、こういう場合にどちらをとるのですか。やっぱり石垣の方を大事にするのですか。それとも根を大切にするのでしょうか。

事務局

基本的には保存樹木・樹林ですので、できるだけ保存していくという形になろうかと思えます。そのような場合において、根を切るが必要になった原因というものがありますので、一概にこうするということは言えないのですが、できるだけ生育に支障のない方法で対応していく形になろうかと思えます。

会長

ケース・バイ・ケースということになるようですね。

委員

保存樹木・樹林等に市のお金をかけて保存の仕方をしている訳ですけども、ある程度所有者に対して援助しているということでございますので、できれば保存樹木に指定するときに、保存の方法、或いは枯渇させないようないろんな方法を示されて、これ以上被害を大きくすることは防いでほしいという状況になっているのでしょうか。

事務局

只今の質問ですが、指定が昭和 53 年ということで、その当時の状況はわからないのですが、今までの経過をとらえてみますと、保存にあたっての注意事項といったものをきちんと明示していないんじゃないかなと思うところもございます。また、今回アンケートの中でも、アドバイスの的なものをすべきじゃないかのご意見もありましたので、今後年に 1 回ぐらい、保存にあたっての注意事項みたいなものを分かり易く書きまして、お示ししていきたいと思えます。

会長

実は、私個人的な考えであります、市の職員の若い人たちに保存のガイドブック的なものがないか謎掛けをしている最中でありまして、若い人たちがいろいろ知恵をめぐらせているところです。課長さんにはまだ話しが届いていないのかもしれませんが、来年度中ぐらいには何とかなればいいなと考えています。そういう訳で、若い人たちの手腕に期待したいと思えます。

質疑を終了し、議事を進めた。

保存樹木の指定解除について、事務局から説明

- ① 指定解除における審議会に意見をきく場合
- ② 保存樹木No.30 フジの指定解除報告
- ③ 保存樹木No.62 ヒノキの指定解除報告

[質疑応答]

委員

所有者からの報告ということですから、仕方がないのかもしれませんが、なぜ土地売却というだけの理由で指定解除なのかよく分からない。指定解除になれば、伐採してしまうということだと思のですが。売却されても残っていれば、指定解除する必要がない訳ですからね。土地をどういう形で売却したかということを考えて、次の所有者が保存とか、何らかの利用ができないのかとか、市として働きかけはしないのですか。

事務局

今までも、同様な質問があったかと思いますが、基本的には所有者の方の意向を尊重せざるを得ないと同時に、今回の場合は、保存樹木・樹林の重要性は所有者の方もご存じだと思うんですけども、その上で、どうしても土地を売却するという中で、土地を買ってくれる先の方が、そういった趣旨を理解して頂ければ、保存樹木等として残ることも考えられますが、土地を買われた方が、その必要性を理解されなくて、土地利用上も必要がないということで、こういった申請結果となっております。

委員

土地売却ならば何でもかんでも指定解除するというのではなくて、こういう理由ならば指定解除を受けますといったような、個々の事例によるということですか。私は、できるだけ、残す方向で対処できないか考えるべきだと思うのですが、どうですか。

会長

それでは一つ例を挙げますけれども、平のお城山、六軒門というところに指定樹林になっているシイ林があります。ここで土地を売却したんですが、そのときに、売却先に保存樹林に指定されているので大事に扱ってほしいと条件を付けて売却したということです。そうしたことで、ここの保存樹林は現在も残っております。三陽荘の例とは、正反対の事例ですね。ですから、私個人的には、最後は個人の意識の問題だなと感じております。その意識の前段には、知識が必要だと常々感じているところで、樹木に関する知識の普及といったところが大切であると思います。

事務局

只今委員の方から質問のありました三陽荘の件につきましては、先の所有者の方が事業をやられておりました、その事業が失敗したということから、売却をせざるを得なかったということで、土地を購入した方が、更地での土地利用を希望されたことから、処分したということでございます。従いまして、会長からも事例を挙げて頂きましたけれども、個々の事例によりまして、異なるということを御理解頂ければと思います。

委員

今、部長さんからも個々の事例という話があつて、また、アンケートの結果を読ませて頂いたり、今までお話を聞いたりして、確かに、民間の所有物であるということに対して、行政側でえらく神経を使われているということは理解できるんですが、ただ逆に、保存の指定をしている立場からしたら、その程度なのかと取られかねないと思うんです。民間のものであつても、指定した以上は、所有者に遠慮なしで保存を求めていくべきだと思います。条例の第7条で所有者に保存の義務を言っている訳ですから、もっと所有者に保存について理解をしてもらい、また、援助についても、援助すべきところは援助していきますよという姿勢をはっきりさせるべきだと感じました。

質疑を終了し、指定解除2件の確認をした。

#### (4) アンケート結果について

環境緑化審議会委員に実施したアンケート結果について、事務局から説明。

アンケートに関して各委員から感想を聞いた。

#### [感想]

委員

アンケートを書かせて頂きながら、改めて保存樹木というのは、何のために保存するのだろうと考え始めてしまいまして、今は行政の方からこの木は価値があるので保存樹木に指定しますよという流れでやっているような気がするんですけども、むしろ逆に、先ほど話しがありませんでしたが、市民の方から声を上げて、うちの地域にこんないい樹木・樹林があるので保存樹木に指定してよ、というような声を出すまで市民の意識が上がってくるようなところまで行けば、全然違った流れになるんじゃないかなと思っています。先ほどの調査結果などを見せて頂くと、役所の人々が保存樹木を守るために孤軍奮闘されているような感覚があるのですけれども、一方で、コンクリートで根っ子を固めてしまったというような事実が起こることに対し、悲しいことだな

と思ひまして、そうではなくて、むしろ、保存樹木がうちの地域にあるということが、地域の人にとっての誇りになれば、けっして根っ子を痛めるような行動に出るようなことはないでしょうし、イベントだけでは難しいと思うんですけども、みんなで守っていこうというような盛り上がりをなんとか、日常的な中に緑を考える時間をもてるような雰囲気作りができればいいなと思ひました。

委員

環境保全というのは、個人的な意見かとは思ひますが、子どもの頃からの環境教育が大切であると思ひます。この辺のスタジイとかカシとかの照葉樹林はもちろん、少し奥に入った水飲み場のようなブナ林が、人によって壊されてしまうことや、若い森林を指定することで、子ども達に森林の大切さを浸透させることができればいいと思ひておひります。

委員

一番大事なのは、保存樹林とするならば、何故その樹林が大事なのかということが、市民になかなか浸透していないような気がしてひます。市民に対する意識を高めるとひるか、学習するといひるか、いかに教育していくかといひることが大事だと思ひます。と言つてもなかなか難しいことなので、何か伝説になるような事例があればいいんじゃないかと思ひます。例えば、道路を拡張しようとしたとき、保存樹林があつてそれをどうしようかとなつたときに、それを伐採しないで、迂回した道路を作りましたといひように、100年経つたときに保存樹林はなくなつてしまつたけれども伝説だけは残り、子ども達がお父さんに「どうしてあそこの道は真っ直ぐじゃなくて曲がつているの」と聞ひくようなことになれば、「いや、あそこはいわきの当時の人たちが緑を守るために道路を曲げて作つたんだよ」といひような伝説を作つていければと思ひました。

会長

私の方から、一つお知らせがござひます。近鉄奈良線の学園前駅から大和文化館へ通ひる道路の真ん中に松の木が1本立つておひりますが、この松を避けて、文化館への道路を曲げてつクつたといひことがありますので、奈良へ行かれましたら、ちよつとご覧いただけたらよろしいかなと思ひます。

委員

私は、この会が、保存樹木の指定と解除だけで進んで、終つてきてしまつたといひ感じがしておひります。これだけ緑を考える専門の方がいらつしやる中で、これだけで終つてしまひるのはすごく残念なことではないかと思ひます。もし次回こうした機会がありましたら、緑化審議会に参りまして、グランドゼロと言ひましようか、何もなしのところから、それぞれの立場での緑についてですとか、緑に関わる人と

しての思いですとか、活動状況とか、要望とか、そうしたことをもう少し自由に発言できる時間を、1分間だけとかではなくて、もっと十分与えていただいて、そこで見えてくるものを中心に、最優先事項として、皆さんでまとめていくという、もうちょっとホットな議論ができればいいのではないかと思います。

それから、私の立場というものは、花を作るという運動を広げていって、庭の緑や花で、まちが広がって行って、美しいまちになり、人の心も癒され、穏やかになるということ願って、オープンガーデン運動をしているのですが、こうした大きな緑の保存樹木を指定するという以前に、まず緑を育てるとのことからの運動と言いますか、よく食育という言葉がありますが、私はこの時代ですから、「緑育」緑を育てるとか、「花育」花を育てるとかですね、そうしたキーワードから見えてくるものも、環境緑化審議会でこれから考えてみる価値もあるのではないかと思います。

それから最後にもう一つ、トライアル緑化エリアと言いましょうか、この環境緑化審議会の皆さんの知恵を拝借して、とりあえず私達が理想とする緑化のプロジェクトみたいなものを、土地などが手配できるのならば、トライアルとして意図的なものを作り守っていくことで、それに注目をしていただきながら、運動を広げていけるのではないかと感じています。

#### 委員

私は、今年から審議委員の仲間入りさせていただいた訳ですけども、いわき市にこのようなすばらしい樹木・樹林が沢山あるんだということ、この会議に出席させていただいて、始めて分かりました。樹木というものは、50年経たなければ50年の木にならない、100年経たなければ100年の木にならないということです。私どもが住んでいる、私は平愛谷町に住んでいるのですけれども、緑を保護するというと大げさですけども、まず、その環境を汚さないということ、大事に考えて、雑草が生えていけば除草をしようとか、そうした環境を整備しようということで、今までボランティア的な仕事をしてきた訳です。やはり子孫にこのようなすばらしい木を残していくということについては、環境を悪化させない、汚さないということもこの審議の中で検討されると、すばらしい緑のまちになるのではないかと思います。

#### 委員

私は仕事柄、緑に接する機会が多いのですけれども、最近特に感じていることは、里山の話にも出ていますが、そろそろ緑のあるべき目的というものを考え直す必要があるのかなと思っています。昔、戦後の政策だと思いますが、質より量という緑についての政策であったように思います。そろそろ量よりも質のことを考えていかなければな

らない時期にきているのではないかと感じています。例えば、緑を守る、育てるといって、皆さん、植えることばかり考えているんですけども、植えたら必ず後からメンテナンスの手間というか、直接的に言うとお金的なものが必ず関わってくるということなんですけども、それで荒廃しているというところは、個人のところでもかなり目立っておりますし、やはりそういったことも、これからの緑化の政策とか施策の中で避けては通れないところかなと思います。

あと、もう一点、今回保存樹木のことを対象となっているんですけども、もう一度、どうして保存樹木という制度と文化財という制度、二つのものがあるのかということ、私達委員を含め一般の方にも理解していただく必要があるのではないかなと思います。数を増やしていくことも大事なんですけども、文化財としての価値があるもの、保存樹木として価値があるもの、あと個々のご自宅で楽しんでいただく価値があるもの、それぞれ目的があると思いますので、お子さんから大人の方までそういったことを理解していただく機会を増やすことも大切になるんじゃないかなと思います。

#### 委員

これまでいろいろと話を聞かせていただきましたが、保存樹木等を保存することは、大事だと思うのですが、その中で別に保存指定されなくてもすばらしい木、或いは大木がある訳ですよ。私も小川では、今、夏井川周辺の災害をなくしていくということで、建設業者の人たちと話をしながら堤防を作っているのですが、その中の河川敷にケヤキがあります。地域からは、「せっかくあるケヤキだから残してくれないか」という話がありまして、建設事務所とも話をしながら、それを残そうということで進めているんです。どういう木であっても、そこにあるということで、指定されなくても、環境というもののなかで、癒しになっていると思うんですね。開発も大事でございますし、また、保存木の、先ほどの諏訪神社の木を含め、地域は地域で生活道路を舗装してくれというような話も出てくる訳でして、バランスを取ることは大変難しいとは思いますが、その辺については、地元とよく話をしていただいて、よい方向に行くよう努力をしていただきたいと思います。それと同時に、いわき市には70%以上の山があり、指定されていなくてもすばらしい山があるんです。実は、小川町で今月、二ッ箭山で秋祭りをやるんですけども、指定されていなくても二ッ箭山は立派な山なんです。ですから、保存樹木も大事ですけども、みんなで理解しながら登山を楽しんだり、木を見てもらったりすることが大事でないかなと思います。

#### 委員

私も今年から委員として参加しておりますが、私は仕事柄、あまり緑にタッチするという機会は少ないのですが、常々感じていることは、

自分のところの緑は大事だが、他人のところの緑は嫌いだという様なことが、私の聞いている話のほとんどだと思います。保存樹木についてですが、先ほどのスギですとかフジですが、立派な木というのは、日本的にステイタスシンボルになるんですね。神社もそうでしょうけども。ですから、もう少し心を豊かにしてもらおうような形で、樹木に対する余裕というか、ケアする気持ちを大事にしていきたいなと思っております。

#### 委員

アンケートを見させていただいて、大変おもしろいと思いました。一番先に不思議だなと思ったことは、委員になって感じているんですが、どうして神社寺院の保存樹が多いのかということです。非常に不思議なんです。私も委員にならなければ、こういう保存樹木・樹林のことは知らないでおりましたが、市民に PR しているんだなと思いました。

二つめですが、なぜ公共の美しい木は保存に値しないのかということです。そういう改正はできないのでしょうか。例えば、アンケートの中に夏井小のクスノキというのがありましたが、私は美術館のクスノキがもの凄く好きなんです。美術館の向かいにある教会の並木道をいわき市の美しい場所ということで写真に撮った経験があります。それから、平一中のケヤキはシンボルです。そういう意味では、公共のものも指定することによって、子ども達が誇りに思えるような木、シンボルを広めていくことによって環境緑化の向上につながるんじゃないかなと思います。子ども達の教育につながるような制度であって欲しいと思います。

参考までに、アンケート4の盛岡市の道路の真ん中に立っているイチョウの木については、私が書いたんです。保存樹木指定になっていまして、昭和53年当時、樹齢が80年でした。今で言えば、100年を超しているんでしょうね。中津川というきれいな川のそばの公共の道路の歩道に立っている、歩道は60cmしかないんですけども、その道路の真ん中に立っているんです。私は、盛岡に行ったときは、必ずその写真を撮ってくるんです。そういう思いがあるものですから、どうして公共のものは指定されないのかと不思議です。

#### 委員

私は、林業という仕事柄、現場の末端で毎日緑に接している立場の者ですが、今年の4月から森林環境税を取らざるを得なくなったという現実について言いたいと思います。一見、山は緑に覆われて豊富にあるように見えるんですけども、不健康な緑が多くなったために、森林環境税を徴収せざるを得なかったということについて、保存樹木というようなものをより多くの人に意識をして頂いたり、目を向けていただけたらと感じました。

そして、仕事柄思うことは、私が 30 歳の時に植林した木があったとして、定年の 60 の時にたかだか 30 年の木にしかならない訳ですね。私の役割として、管理ができなくなって、ただ眺めているだけの状態になった時点では、自分が責任を持って管理をしている木だよという風に言えないと思うんですね。ということは、私の代では 30 年の木を作ることが精一杯で、次の代にその思いを担ってもらわなければならない。おそらくそういった保存樹木であったフジやヒノキ、その他の樹木が、それなりの樹齢を経たということは、そういう思い、あるいは管理を経て、いろんな時代を経てたどり着いた。そういう部分では、ケースバイケースで保存すべきも、例えば、移植が可能ならば、移植をしてでも生かしてやりたいなという思いはあります。今後ともいろいろ勉強させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

委員

毎回この会議に参加させていただいて、勉強になることが沢山あります。多くの市民の方に森林の大切を浸透させるということができるようするには、保存樹木の指定とかを行政任せにしないで、ほかの委員会ではやっていると思うんですが、パブリックコメントとか、民間からの公募などによって、調査は大変でしょうけども、地域の方の力によって、指定されるような方法があれば、意識が変わっていくのではないかなと思いました。

それから、助成金とか、剪定代だとか助成されているようですが、広報とかでは発表されているんでしょうけども、よく見てないのかもしれないのですが、その収支が説明されている資料が添付されていればよかったなと思いました。

委員

皆様の意見で大体言い尽くされていると思うんですけども、先ほど委員からありました、なぜ神社仏閣に保存樹林とかが多いのかということですが、元々あった潜在植生を人々が育ちやすいように大昔から開発し続けてきた結果、気が付いたら残っているのが神社仏閣などの木だということだと思います。

それから、アンケート調査のところで、いわき市の花がツツジであり、ツツジを指定したらいいんじゃないかということですが、元々ツツジという植種の名前のものはありませんで、分類上のツツジかと思えます。アカヤシオとか、シロヤシオとか、二ッ箭山にもすばらしい景観があります。

委員

私も今年、初めて委員になった訳ですけども、感じたことはですね、仕事柄、緑をつくる人が多いのですけれども、つくるだけではなくて、それをどう維持していくかということ、緑の量だけではなくて、いかに質の高い緑を残していくかということが大事だと思います。そ

## 委員

の質の高い緑を残すことによって、市民の方や子ども達に緑の啓発ができるのかなと思います。それと、私は樹木医としての活動もしている訳ですけども、先ほどからあったような事例がありますと、土地を大きく開発する場合に持ち主の方から相談があれば、木を生かしたような方法を提案できるのではないかと思いますので、指定樹木の場合で、大きく土地を変えるようなときはご相談下さい。

アンケートの結果について、感想を述べさせていただきます。私もアンケートに答えるときに、これまで条例を読んだことがなかったのですけれども、最初から読ませて頂いて、自分なりの考え等を書かせていただきました。たぶん、ほかの委員の皆さんもいろいろ勉強されながらアンケートに答えたんだろうなと思います。そういう意味では、このアンケートにはこれからやらなければならないことや、こうなってほしいということが沢山書いてあると思います。数多い方へのアンケートではないのですが、ある程度市民の方の意見を反映しているんじゃないかなと、私は思います。そういう意味では、パワーポイントでまとめていただき、全体的にはこういうことが言われているんだなと分かりましたけれども、これはこれで、最初の段階じゃないかなと考えています。

次にしていただきたいことは、審議会には特にかけるなくてもいいのですが、アンケートに盛り込まれているいろんな項目を、市が来年度やれることを、或いはその次の年度ということで何か動き出せるようなネタも含まれているんじゃないかなと考えます。そして、短期的にやれること、長期的にやれることが含まれているんじゃないかなと思います。それと、審議会で検討していただきたいこと、すぐ意見としていただきたいこと、或いは長期的に考えていただきたいということですね。そういう風に分類分けをされると、もっとこの完成度が上がるのかなと考えます。沢山のいろんな情報が含まれていると思いますので、次の段階としては、是非そういうことをしていただいて、もし、来年度の審議会の場で審議するようなことがあれば、審議するということで進めていただければと思います。

それからもう一つ、市の公園緑地課だけではなくてですね、できればほかの部署にもですね、アンケート結果についてこういう結果が出たんだということを公開していただければ、アンケートに答えた一人として大変ありがたいなと思います。いろんな部署で緑について考えてもらうということは、単に緑、緑化ということを考えるだけでなく、官僚ですからいろんな関わりが出てきますから、そういう中で施策を展開するという意味でも、目に触れるような形でお願いしたいなと思います。

委員

まず、この緑化審議会が第1回、第2回と開催されて、何を審議してきたかということですね。単に、保存樹木の指定と解除をすることが主たる目的ですが、それ以外に2年間の中で、今後があるのか、これまで2回の中では明確ではなかった。そういうことが一つあります。それで、いわき市の緑の基本計画をどのように推進していくかということ、審議していくんだと勝手に思っているんですけども。そういうことで、この審議会の役割というものを考えながら2回の会議に出ております。

それから、いろいろ聞きまして、いわき地域環境科学会の方で、環境省の平成のまほろば事業の中で、いわき市内の環境資源のマップをつくるということをしているのですが、いろいろうちの先生方に協力をいただいて作ってまして、その中にいわき市の保存樹木・樹林のマップを作っています。これは、国、県、市の天然記念物、今回審議しました保存樹木を含め、また、これに相当するもの、学校のものも除いていますが、こうしたもの大体130ぐらいをマップに落とす作業をしております。それを公開してですね、うちにはもっとこういういいものがあるよという風にですね、みんなに出し合ってもらって、できれば支所単位ぐらいに、地域単位に、うちにはこういうものがあるよということ、いわき市の中で相対的にどんな位置付けにあるかということ、みんなに知っていただいて、地域の人、地域の資源を大事に守るということの仕組みができないかということで始めていますので、今日と、この前といろいろ聞きまして、もうちょっと加速して、できるだけ早く公開したいなと思っています。

委員

緑を守り育てることが、地域ぐるみでやらないとだめなんだなということが、凄く勉強になりました。その中でですね、具体的にアダプトプログラム等で、各地域の団体さんが緑の保全に取り組んでいると思うんですが、現状では、まだまだ足りない部分があると思います。そうした中で、地域がどういった形で保全作業に携わっていくのか、そうした観点で、私はいわき市青年会議所の一員として参加していますので、会議所の中でも、新しい視点といいますか斬新なアイデアはないかということ、今後検討していきたいと感じました。

委員

最近、新聞を見まして、2点ほど緑に関して、ちょっとと思った記事がありまして、一つは、国立公園の遊歩道の木に赤いペンキを塗って道しるべにしたということ。それと遊歩道を拡張して歩きやすいようにした、というようなことがあったんですけども、似たようなことは結構どこにでもあるんだと思うんです。私が常々思っていることは、木というものは植えれば育つ、枝も伸びれば、葉っぱも落とします。そういうことを分かっている、皆さんは木というものをいいもの

だと考えていると思います。そういう風に考えますと、いわき市の中で残念だと思うのは、例えば、街路樹であるとか、公園であるとかすばらしい木が沢山あると思うんですが、いろいろな理由で簡単に切ってしまう。そういう中では、いくらすばらしい緑の基本計画とかであっても、果たして保存樹木とか守られるのかなと、非常に心配になります。ですから、木を守る、緑を守るということは、長い時間をかけて、守るんだという強い意志がないと守れないと思いますので、一人一人の意識の問題もありますし、それから、地域で守るんだという意識がないとだめなのかなと考えます。

会長

最後に私から申し上げます。

いろいろユニークな提案があったと、先ほども申し上げましたが、やはり皆さん真剣に考えているなと思うと同時に、今後これらの意見を施策に反映させていく必要があると考えていまして、緑化行政、施策の中で参考にさせていただきたいと考えております。

以上、皆さんからの感想を拝聴いたしました。これらの意見を、今後の施策等に反映していただければと思いますので、よろしくお願ひします。

これを持ちまして、審議の方は終了とさせていただきます。御協力ありがとうございました。

以上で、議事終了。

#### 4. その他

事務局より、今後アンケート結果及び先ほどの感想等を踏まえ、次年度の審議会を開催することを説明した。

#### 5. 閉会のことば

以上で、閉会となる。

本議事録に相違ないことを証明するため、ここに確認、署名する。

平成 18 年 11 月 30 日

いわき市環境緑化審議会  
会 長 古 内 榮 一 様

議事録署名人 金子正彦

議事録署名人 加原世子